

\実況中継!\

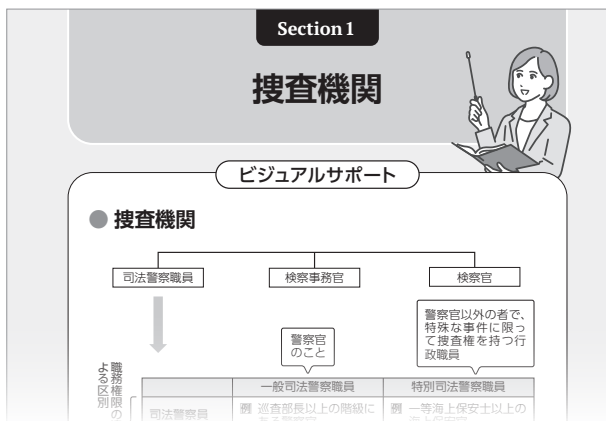
# 要点

まとめノート

刑事訴訟法

## ビジュアルサポート

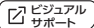
各Sectionの冒頭には、Sectionの内容に関連する図解を掲載しています。次ページからの実況中継とあわせてお読みください！



Live  
授業を

## 実況中継!

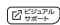
まるで声が聞こえる? 教室のライブ感あふれる解説授業です。法学の用語は難しいものが多いですが、噛み砕いた説明で、語り掛けるように、みなさんの疑問を先回りして解決します! SA 頻出ポイントもマスターできます。

 が付いているものは、ビジュアルサポートの図解を参照しながらお読みください!

**Section 1**

Live  
授業を

### 実況中継!

日本の捜査機関 

捜査機関は、検察官、検察事務官、司法警察職員の3種類です。捜査機関は、捜査、すなわち犯罪があると思考されるとき、公訴の提起及びその遂行のため、犯人及び証拠を発見、収集、保全する手続を担います。

司法警察職員には第1次的捜査権限があり、他方で検察官も独自の捜査権限を持ちますが、司法警察職員と検察官は、同じ捜査機関として互いに協力しなければなりません(刑訴法第192条、犯捜規第45条)。ただし、検察官は公訴の主宰者たる地位を有するので、司法警察職員に対し一定の指示権及び指揮権を持ちます。一般的指示権(同法第193条第1項)とは、適正な捜査と公訴の遂行を全

## ○×クイズで確認しよう!

ビジュアルサポートや実況中継で得た知識を一問一答で確認しましょう! インプットとアウトプットを細かく繰り返すことで、試験で使える確かな知識が定着します。

### Section 1

#### ○×クイズで確認しよう!

- (1) 実務上行われている検事相談は、警察官と検察官の相互協力関係の一環である。
- (2) 労働基準監督官は、特別司法警察職員である。
- (3) 特別司法警察職員の職務の範囲に属する捜査は、常に同警察員が行う。
- (4) 緊急逮捕の逮捕状請求は、司法警察員のみ行うことができる。
- (5) 令状によらない捜索・差押えは、司法巡査も行うことができる。

#### 解答

- (1) ○ 適切かつ円滑な捜査の遂行のため、逮捕や捜査方針に関し、担当検察官と協議することが実務上の慣行となっています。
- (2) ○ 労働基準法違反等につき捜査権限が認められている行政職員です(同法第102条等)。
- (3) × 「常に」は誤りです。必要な場合は警察官も捜査することができます。逆に、警察官がその職務の範囲に属する捜査を特別司法警察職員にゆだねることもあります(犯接規第52条)。
- (4) × 司法巡査でも行うことができます。
- (5) ○ 司法警察職員に認められる権限です(刑訴法第220条第1項柱書)。



\実況中継!\

# 要点まとめノート

刑事訴訟法

## Contents

<b>Section1</b>	捜査機関	7
<b>Section2</b>	捜査の端緒(告訴・告発)	11
<b>Section3</b>	捜査の端緒(自首、検視等)	15
<b>Section4</b>	身柄の拘束(逮捕後の流れ、通常逮捕)	19
<b>Section5</b>	身柄の拘束(緊急逮捕、現行犯逮捕等)	23
<b>Section6</b>	弁護人と被疑者	27
<b>Section7</b>	令状による捜索・差押え	31



<b>Section8</b>	令状によらない捜索・差押え	35
<b>Section9</b>	検証、身体検査、鑑定	39
<b>Section10</b>	領置・還付	43
<b>Section11</b>	取調べ、自白法則	47
<b>Section12</b>	自白と補強法則、伝聞法則①	51
<b>Section13</b>	伝聞法則②	55
<b>Section14</b>	違法収集証拠／新たな制度	59

## 法令略称一覧

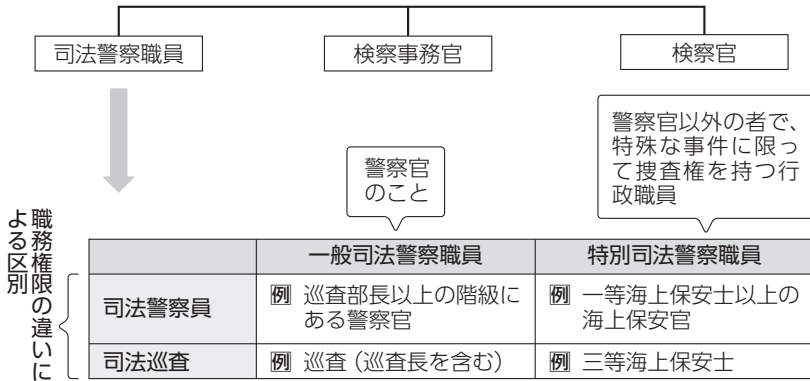
刑訴法	刑事訴訟法
犯捜規	犯罪捜査規範
公選法	公職選挙法

# 捜査機関



## ビジュアルサポート

### ● 捜査機関



### ● 司法警察職員の権限

司法警察職員に共通の権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 任意捜査</li> <li>○ 逮捕状の執行</li> <li>○ 現行犯逮捕</li> <li>○ 緊急逮捕</li> <li>○ 令状による捜索・差押え・検証</li> <li>○ 令状によらない捜索・差押え・検証</li> </ul>
司法警察員にだけ認められ、司法巡査には認められていない権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種令状の請求（緊急逮捕状は除く）</li> <li>○ 逮捕被疑者の釈放又は送致</li> <li>○ 告訴・告発・自首の受理</li> <li>○ 事件の送致・送付</li> <li>○ 押収物の処分（廃棄は除く）</li> <li>○ 代行検視</li> </ul>

## 実況中継!



## 日本の捜査機関



捜査機関は、**検察官、検察事務官、司法警察職員**の3種類です。捜査機関は、捜査、すなわち犯罪があると思料されるとき、公訴の提起及びその遂行のため、犯人及び証拠を発見、収集、保全する手続を担います。

司法警察職員には**第1次的捜査権限**があり、他方で検察官も独自の捜査権限を持ちますが、司法警察職員と検察官は、同じ捜査機関として互いに**協力**しなければなりません（刑訴法第192条、犯捜規第45条）。ただし、検察官は公訴の**主宰者**たる地位を有するので、司法警察職員に対し一定の指示権及び指揮権を持ちます。**一般的指示権**（同法第193条第1項）とは、適正な捜査と公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めて行うもので、捜査の遵守事項や書類の作成、証拠保全に関するものなどがあります。**一般的指揮権**（同条第2項）とは、数個の警察間に事件がまたがる場合等に、検察官が司法警察職員に対し、必要な一般的指揮を行うものです。**具体的指揮権**（同条第3項）は、検察官自ら捜査をしているときに、特定の司法警察職員を指揮して捜査を補助させるものです。司法警察職員は、これらの**指示・指揮に従う義務**がありますが（同条第4項）、違法な指示・指揮に従う必要がないのは当然であり、真相解明と犯人の訴追という同一目標に向けて、共に社会悪に立ち向かっていかなければなりません。



## 司法警察職員の「横」の分類



司法警察職員は、**一般司法警察職員**と**特別司法警察職員**に分けられます。一般司法警察職員は、警察庁及び都道府県警察の警察官の総称です。特別司法警察職員は、一般司法警察職員以外の者で、特別な事項に限り捜査権限を持つ行政職員です。海上保安官や麻薬取締官が該当しますね。両者の関係は、共助協定その他の特別の定めがある場合はこれらに従うこととされ（犯捜規第50条）、警察官が、必要な場合に特別司法警察職員の職務の範囲に属する事件を捜査するときは、上司の指揮を受けて捜査を行いつつ、特別司法警察職員とも連携を密にし、その助言は尊重しなければなりません。



## 司法警察職員の「縦」の分類

他方、司法警察職員の縦の分類として、**司法警察員**と**司法巡査**があります。警察官の場合は、**公安委員会が指定**します（刑訴法第189条第1項）が、国家公安委員会規則により、原則、**巡査部長以上の階級**にある者が司法警察員、**巡査**の階級にある者が司法巡査とされます。

司法警察員は、捜査の主宰者（責任者）として、司法警察員の補助にとどまる司法巡査にはない権限が認められています。通常逮捕の逮捕状の請求権限（ただし、警察官たる司法警察員については、各公安委委員会が指定する警部以上の階級の者に限ります）、搜索差押許可状等の請求権限、逮捕された被疑者の釈放権限、告訴・告発・自首の受理権限、事件の送致・送付権限、押収物に関する処分権限などがありますよ。

## ○×クイズで確認しよう！

- (1) 実務上行われている検事相談は、警察官と検察官の相互協力関係の一環である。
- (2) 労働基準監督官は、特別司法警察職員である。
- (3) 特別司法警察職員の職務の範囲に属する捜査は、常に同警察員が行う。
- (4) 緊急逮捕の逮捕状請求は、司法警察員のみ行うことができる。
- (5) 令状によらない搜索・差押えは、司法巡查も行うことができる。

## 解答

- (1) ○ 適切かつ円滑な捜査の遂行のため、逮捕や捜査方針に関し、担当検察官と協議することが実務上の慣行となっています。
- (2) ○ 労働基準法違反等につき捜査権限が認められている行政職員です（同法第102条等）。
- (3) × 「常に」は誤りです。必要な場合は警察官も捜査することができます。逆に、警察官がその職務の範囲に属する捜査を特別司法警察職員にゆだねることもあります（犯捜規第52条）。
- (4) × 司法巡查でも行うことができます。
- (5) ○ 司法警察職員に認められる権限です（刑訴法第220条第1項柱書）。

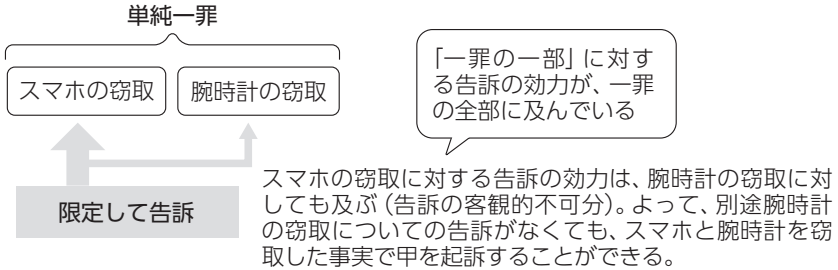
# 捜査の端緒（告訴・告発）



## ビジュアルサポート

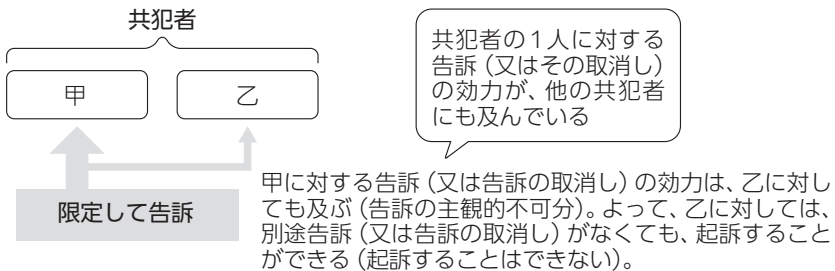
### ● 告訴の客観的不可分の原則

Aが、実家に帰省した際、弟甲（Aと非同居の親族）から、スマートフォンと腕時計を盗まれたため（親族相盗例）、スマートフォンを盗まれたことについて告訴をした。



### ● 告訴の主観的不可分の原則

甲と乙が共同して、Aのスマートフォンを壊した（共同正犯）が、Aは、甲のみを告訴した（又は告訴を取り消した）。



## 実況中継!



## 告訴とは

「告訴」とは、告訴権者が、捜査機関に対し、**犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示**をいいます。犯罪事実は特定する必要がありますが、日時等の詳細は不要です。犯人の特定も必要ありません。

告訴権者は、**被害者**（法人も含みます）及び**被害者の法定代理人**です（刑法第230条、第231条第1項）。被害者が告訴しないで**死亡したときは**、被害者の明示の意思に反しない限りでその**配偶者、直系親族又は兄弟姉妹**も告訴できます（同法第231条第2項）。被害者の法定代理人が①被疑者であるとき、②被疑者の配偶者であるとき、③被疑者の四親等内の血族又は三親等内の姻族であるときは、被害者の親族は**独立して**告訴ができます（同法第232条）。親告罪の告訴権者がいないときは、利害関係人の申立てで、**検察官が指定**することができます（同法第234条）。ここでの親族は、**民法上の親族**（同法第725条）です。もっとも、有効に告訴を行うには、告訴の意味・効果を理解する**告訴能力**が必要です。

告訴は親告罪の訴訟条件ですから、これが欠けると公訴棄却となります。特に告訴権者について、大手企業やチェーン店などは、代表取締役や店長に限られないので、必ず内規等を確認して確かめてください。



## 告訴のルール

親告罪の告訴は、**公訴提起まで**取り消すことができますが、一度

取り消すと更に告訴をすることはできません。また、告訴は、**検察官**又は**司法警察員**にしなければなりませんし、口頭で告訴があった場合は、**告訴調書**を作成する必要があります。さらに、親告罪の告訴期間は、**犯人を知った日から6か月**なので、注意してください。



## 告訴不可分の原則

ビジュアル  
レポート

告訴には、共犯者の1人に対する告訴は他の共犯者にも及ぶ「**主観的不可分の原則**」と、犯罪の一部に対する告訴は他の部分にも及ぶ「**客観的不可分の原則**」があります。主観的不可分の原則は、相対的親告罪、例えば非親族に限定した告訴は、親族共犯者に及ばない例外があります。また、客観的不可分の原則にも、親告罪で科刑上一罪とされるけれど被害者が異なる場合に一部の被害者がした告訴の効力は他の被害者に及ばない、科刑上一罪の被害者は同一だけれど、親告罪と非親告罪が混同する場合に非親告罪に限定した告訴は親告罪には及ばないなどといった例外があります。



## 告訴と大同小異な告発

「**告発**」とは、犯人、告訴権者、又は捜査機関以外の者が捜査機関に対し、犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示をいいます（**刑訴法第239条第1項**）。告訴と類似点が多いですが、代理人はすることができなかつたり、一部の公務員は職務上犯罪を認知したときには告発の義務があつたりします（**同条第2項**）。また、公選法など一定の犯罪で訴訟条件となりますよ。

## ○×クイズで確認しよう！

- (1) 被害者が告訴後、公訴提起までに告訴権者の資格を失った場合、当該告訴は無効となる。
- (2) 父親が実子（3歳）を虐待した場合、被害者の叔父（30歳）は独立して告訴することができる。
- (3) 犯人の氏名を特定しない限り、親告罪の告訴期間は起算されない。
- (4) 非親告罪は、公訴の提起後でも告訴を取り消すことができる。
- (5) 1個の恐喝行為で非同居の親族A1及びA2を恐喝した場合、A1からしか告訴がない場合でも、その効力は、A2を被害者とする恐喝に及ぶ。

## 解答

- (1) × 告訴権は告訴当時にあれば足りるので、被害者が告訴後に告訴権者の資格を失っても、告訴の効力に影響はありません。
- (2) ○ 3親等内の血族なので、独立の告訴権があります。
- (3) × 親告罪の告訴期間の起算日たる「犯人を知った日」とは、住所氏名等の詳細を知る必要はなく、犯人の何人たるかを特定すれば足ります。
- (4) ○ 親告罪と異なり、いつでも取り消すことができます。
- (5) × 客観的不可分の例外で、A2に告訴の効力は及びません。